

令和7年度 地域敬老事業の手引き

(自治協)



令和7年5月

地域包括ケア推進課

目次

1 趣旨	P1
2 交付金の額と対象経費	P1
3 手続きの流れ	P2
4 地域敬老者名簿	P4
5 弁当発注報告	P9
6 祝電（レタックス）	P10
7 案内状等の要望	P10
8 団体傷害保険	P11
9 電子申請の手順	P12
10 関係資料	
【資料1】高齢者基礎資料	P19
【資料2】天候不順の場合における対面イベントの中止・延期の目安	P19
【資料3】減免対応可能な会場	P20
【資料4】老人ホーム等助成金交付対象施設	P21
【資料5】交付金と補助金の違い	P22
【資料6】（ひながた）「〇〇〇地区敬老会の開催について」（ご案内）	P23
11 提出物チェックリスト	P24

別綴じ 申請関係書類

- ・令和7年度東広島市地域づくり推進交付金（地域選択項目）の手続きについて
- ・令和7年度東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（地域選択項目）
- ・地域選択事業計画書
- ・令和7年度東広島市地域づくり推進交付金交付請求書
- ・令和7年度東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（地域選択項目）
- ・地域選択事業報告書
- ・地域敬老事業における弁当発注報告書
- ・提出物チェックリスト
- ・【参考】市内産品リスト

1 趣旨

この事業は、地域の高齢者の長寿をお祝いし、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝することを目的として、地域敬老事業を実施する住民自治協議会、地域実行委員会などに対して、市が交付金または助成金を交付するものです。

2 交付金の額と対象経費

(1) 交付金の額

次の①～③のいずれかを選択して申請することができます。

申請窓口は**地域づくり推進課（０８２－４２０－０９２４）**です。

① **２,６００円×今年度７７歳以上となる高齢者数**

② **２,６００円×今年度節目の年齢（７７、８０、８８、９０、９９、１００、１０８、１１１、１２０歳）となる高齢者数**

③ **基礎額（２００,０００円）＋１,５００円×今年度７７歳以上となる高齢者数**

※令和７年４月１日現在、市内に住所を有している方が助成対象となります。なお、今年度７７歳以上となる高齢者とは**昭和２４年３月３１日以前に生まれた方**です。

※いずれも、**１,０００円未満切り捨て**です。

	実施方法	対象者	交付額
①	・対面イベント ・記念品の手渡し ・業者による記念品の配達	７７歳以上となる高齢者	２,６００円×７７歳以上となる高齢者数
②	・対面イベント ・記念品の手渡し ・業者による記念品の配達	節目となる年齢の高齢者	２,６００円×節目となる年齢の高齢者数
③	・敬老の趣旨を含む 対面イベント (式典等の形式を問わない)	高齢者を含む多世代	基礎額（２００,０００円）＋ １,５００円×７７歳以上となる高齢者数

(2) 対象経費

科 目	対象となるもの（例）
報償費	講師謝礼、出演者謝礼、記念品代
消耗品費	封筒、筆記用具、紙皿、紙袋、用紙、紙コップ
食糧費	弁当、菓子、食べ物、飲み物
印刷製本費	印刷代、コピー代、写真現像代
光熱水費	電気代、ガス代、水道代
通信運搬費	切手代、はがき代
手数料	電話料、振込手数料、保険料、運搬費
委託費	舞台装置、音響、電気配線設置
使用料	会場使用料、備品借上料、器具借上料、バス借上料

(3) 交付対象とならないもの

◆ 記念品としての「商品券」などの金券

⇒換金性が高く補助金の使途として適切ではないため、記念品は金券以外の物にしてください。

ただし、一部の換金性が高くない金券（西条駅前商店街限定の商品券など）は助成対象とします。

あらかじめ地域包括ケア推進課へご相談ください。

◆ 外食（居酒屋等）での反省会経費

3 手続きの流れ

1 対象者名簿の確認	地域以外の方が名簿に含まれていないか確認してください。 他の地域の方が含まれていましたら、至急担当まで連絡してください。（地域包括ケア推進課 082-420-0984）	名簿の確認 方法は4ページへ
2 交付見込額の通知	地域づくり推進課から交付見込額を通知します。 交付見込額決定後は敬老事業の金額変更はできません。	
3 交付金の交付申請	「交付金交付申請書」を作成し、市に提出してください。 「交付金交付請求書」も同時に提出することができます。 【申請方法】書類の提出 【提出先】地域づくり推進課 【提出期限】 <u>12月末</u>	記入方法は 別紙
4 交付決定通知	市から「交付決定通知書」を送付します（郵送）。	
5 交付金交付 請求書の提出	「交付金交付請求書」を作成し、市に提出してください。 【申請方法】書類の提出 【提出先】地域づくり推進課	記入方法は 別紙
6 交付金の受取	市から指定口座に交付金を振り込みます。 請求書の提出（交付決定）後、おおむね <u>2週間程度</u> かかります。	

7 弁当発注報告	持ち帰り弁当など、食事を提供する団体は事前に「 弁当発注報告書 」を作成し、市に提出してください。 【申請方法】 電子申請、書類の提出、FAX 【提出先】 地域包括ケア推進課または各支所担当課 【提出期限】 <u>事業実施日の10日前</u>	詳細は11ページへ
8 対面イベント開催・記念品配布等	敬老会等の対面イベントを開催される場合は、 開催前日までに市 から代表者様に祝電（レタックス）を郵送します。	詳細は12ページへ
9 交付金の実績報告	「 実施報告書 」を作成し、提出してください。 【申請方法】 書類の提出 【提出先】 地域づくり推進課 【提出期限】 <u>令和8年5月末</u>	記入方法は別紙
10 地域敬老対象者名簿の返却	敬老対象者名簿（コピーしたものも含む）を返却してください。 個人情報ですので、取扱いには十分お気を付けください。 【返却先】 地域包括ケア推進課または各支所担当課 【返却期限】 <u>行事終了から1か月以内</u>	

健康福祉部 地域包括ケア推進課 高齢福祉係

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話：082-420-0984 FAX：082-426-3117

Mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

地域振興部 地域づくり推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話：082-420-0924

各支所担当課

黒瀬支所福祉保健課	（〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山 1333	0823-82-0220)
福富支所地域振興課	（〒739-2303 東広島市福富町久芳 1545-1	082-435-2211)
豊栄支所地域振興課	（〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2	082-432-2563)
河内支所地域振興課	（〒739-2201 東広島市河内町中河内 1166	082-437-1109)
安芸津支所福祉保健課	（〒739-2492 東広島市安芸津町三津 5556-1	0846-45-2065)

4 地域敬老対象者名簿

(1) 名簿の確認

対象者名簿の中に、他の地域の方が含まれていないかを確認してください。

他の地域の方が含まれていた場合は、至急担当まで（地域包括ケア推進課：082-420-0984）連絡してください。

共通の名簿

どの団体にも必ずある名簿です。

R7 ■■ 地域敬老対象者名簿 ■■ （ A20 東広島自治会 ） 1頁

番号	区 分	氏 名	年 齢	住 所
1	77歳	ヒガシヒロシマ 太郎 東広島	77 男	西条栄町8番29号
2		ヒガシヒロシマ ハナコ 東広島	88 女	西条栄町8番29号
3	77歳	サイジョウ サブロー 西条	77 男	西条栄町350番地
4		サイジョウ トシコ 西条	80 女	西条栄町350番地
5		チョウジュ マサコ 長寿		
6	77歳	チョウジュ マサト 長寿	77	西条栄町1956番地

今年度、77歳、90歳、100歳、101歳以上の方は、「区分」にそれぞれの年齢が入っています。

名簿は令和7年4月1日時点の住民基本台帳を基に作成しております。
名簿に記載の全員が「基準数」の対象となります。
※令和7年4月2日以降に「死亡」「転居」「転出」した方も基準数の対象となります。

名簿1枚目には、助成金交付の基準となる「基準数」を記載しています。
※基準数とは、令和7年4月1日現在、市内に住所を有し、今年度77歳以上となる各地域の高齢者の人数です。

年齢は令和8年3月31日時点のものです。

基準数 6人

77歳到達者名簿

地域に77歳到達者がいる場合にのみ配布します。

77歳

R7 ■■ 77歳到達者名簿 ■■ (A20 東広島自治会

) 1頁

番号	区 分	氏 名	年 齢	住 所
1	77歳	ヒガシヒロシマ 太郎 東広島	77 男	西条栄町8番29号
2	77歳	サイジョウ サプロウ 西条 三郎	77 男	西条栄町350番地
3	77歳	チヨウジュ マサト 長寿 正人	77 男	西条栄町1956番地
今年から対象となる77歳の方を抽出した名簿です。 昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方となります。 「区分」に77歳と表示されます。				

転入者名簿

令和6年4月2日以降に地域へ転入した方がいる場合にのみ配布します。

転入

R7 ■■ 住基台帳異動者名簿 ■■ (A20 東広島自治会

) 1頁

番号	区 分	氏 名	年 齢	住 所
1		サイジョウ トシコ 西条 敏子	80 女	西条栄町350番地
令和7年4月1日現在、東広島市民で 令和6年4月2日から令和7年4月1日の間に 地域に転入して来られた方です。 ※今年度77歳になられる方が転入して来られた場合は、 77歳のリストのみに掲載されます。				

異動者名簿（令和7年4月2日～令和7年5月15日）

令和7年4月2日から令和7年5月15日に住民基本台帳の変更（死亡、転出、転居、転入）があった方がいる場合のみ配布します。

異動事由名称	氏名カナ	氏名漢字	住所	年齢区分	
死亡	ヒガシヒロシマ ハナコ	東広島 花子	西条栄町8番29号	77歳	4月2日以降に「死亡」された方です。基準数に含まれます。
転出	サイジョウ サブロー	西条 三郎	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号		4月2日以降に「転出」された方です。基準数に含まれます。
転居	チョウジュ マサコ	長寿 政子	西条栄町1956番		4月2日以降に東広島市内で「転居」された方です。4月1日時点の地域の基準数に含まれます。
転入	サカグラ タダシ	酒蔵 正	西条栄町8000番		4月2日以降に「転入」された方です。基準数に含まれません。

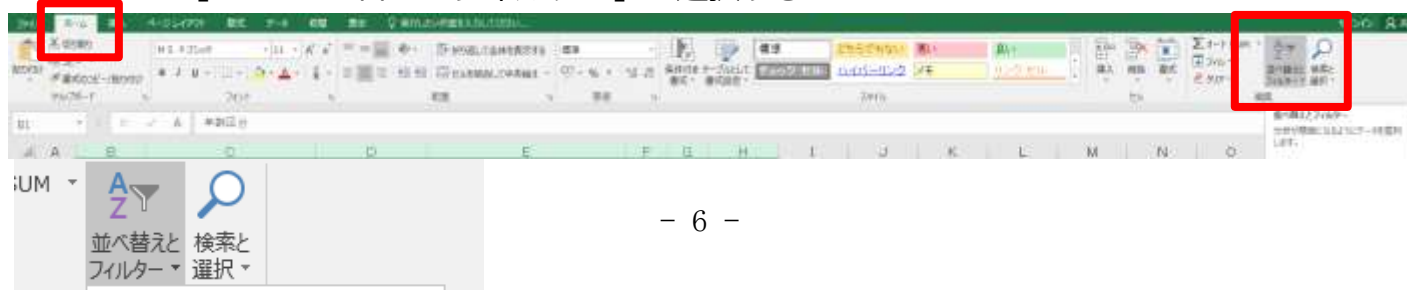
基準日の4月1日を過ぎてから、「死亡」「転出」「転居」「転入」された方です。「地域敬老対象者名簿」に記載の基準数には影響しません。

（２）電子名簿のデータ並び替え手順

①B列からH列を選択する

	A	B	C	D	E	F	G	H
1	連番	年齢区分	氏名カナ	氏名漢字	住所	年齢	性別	異動事由
2	1		サイジョウ タク	西条 拓	西条朝日町○番地7×	78	男	
3	2	90歳	ハチホンマツ マコト	八本松 真	西条朝日町○番地9×	90	男	
4	3		タカヤ キヨシ	高屋 清	西条朝日町17番地1×	79	男	死亡
5	4		シワ ケンイチ	志和 謙一	西条朝日町3△番地3	80	男	転出
6	5		クロセ ヒロシ	黒瀬 博	西条朝日町5×	94	男	
7	6	77歳	フクトミ オサム	福富 修	西条朝日町13×番地△×	77	男	
8	7		トヨサカ ミキ	豊栄 美紀	西条末広町○番地◇×	81	女	死亡
9	8		コウチ アツシ	河内 厚	西条末広町△□番地	85	男	
10	9	77歳	アキツ チアキ	安芸津 千秋	西条末広町□△○番地	77	女	
11	10		ヒガシヒロシマ ユリエ	東広島 友里恵	西条中央一丁目○番地	82	女	
12	11		サイジョウヒガシ アキコ	西条東 晶子	西条中央一丁目○◇番地○	80	女	
13	12	100歳	テラニシ リエ	寺西 理恵	西条中央一丁目4×△番地	100	女	
14	13	77歳	サカエマチ ミチコ	栄町 美智子	西条中央五丁目○番地	77	女	
15	14		オカマチ ミドリ	岡町 翠	西条中央五丁目△×番地	87	女	
16	15	90歳	アサヒマチ ユキヨ	朝日町 雪代	西条中央五丁目△△□番地	90	女	転出

②「ホーム」の「並び替えとフィルター」を選択する





④先頭行をデータの見出しとして使用するにチェックする

並べ替え

レベルの追加(A) レベルの削除(D) レベルのコピー(C) オプション(O)... ☒ 先頭行をデータの見出しとして使用する(H)

列	並べ替えのキー	順序
最優先されるキー	値	昇順

OK キャンセル

⑤「最優先されるキー」で「氏名カナ」を選択する

並べ替え

レベルの追加(A) レベルの削除(D) レベルのコピー(C) オプション(O)... ☒ 先頭行をデータの見出しとして使用する(H)

列	並べ替えのキー	順序
最優先されるキー	氏名カナ	値
	年齢区分	
	氏名カナ	
	氏名漢字	
	住所	
	年齢	
	性別	
	異動事由	

OK キャンセル

⑥「OK」を選択する

並べ替え

レベルの追加(A) レベルの削除(D) レベルのコピー(C) オプション(O)... ☒ 先頭行をデータの見出しとして使用する(H)

列	並べ替えのキー	順序
最優先されるキー	氏名カナ	昇順

OK キャンセル

(3) 名簿の取扱い

対象者名簿は公益（高齢者福祉の増進）上の情報提供ですので、悪用されることのないよう、次のとおり慎重な取り扱いと適切な管理をお願いします。

また、3月の説明会にて配布した「**地域敬老対象者名簿の取扱いに関する覚書**」は記載内容を確認の上、お手元に保管ください。

- ◆ 名簿で知り得た個人情報、名簿の返却後を含め、**他人に教えたり、敬老行事の実施以外の目的には使用しないようお願いします。**また、代表者の方は、このことを行事に携わる**他の役員の方にも周知**徹底していただくようお願いします。
- ◆ 代表者の方は、名簿を紛失したり、外部に流出したりすることのないよう、**名簿の所在を常に把握しておいてください。**なお、名簿の紛失等不測の事態が生じた場合には、速やかに地域包括ケア推進課まで連絡してください。
- ◆ お渡しした名簿（コピーしたものを含む）は、行事終了から1か月以内に実績報告と共に市役所地域包括ケア推進課または各支所担当課に**返却してください。**

5 弁当発注報告 提出期限 事業実施日（開催日）の10日前

対面イベントで持ち帰り弁当などの食事を提供する場合や各家庭へ弁当などの食事を配布する場合は県保健所へ「**弁当発注報告書**」の提出が必要です。

それぞれの団体で**手作りの弁当を用意される場合も提出が必要です**。

とりまとめて県保健所に提出しますので、発注業者が決まったら「**地域敬老事業における弁当発注報告書**」を市に提出してください。

書類での提出のほか、市ホームページからの電子申請、FAXでも提出いただけます。

記入例

【地域敬老事業における弁当発注報告書】

地域団体名	東広島自治会	
代表者	郵便番号	●●●-●●●●
	住 所	東広島市西条町●●-●●
	職 氏 名	会長 西条 太郎
	電話番号	(●●●) ●●●-●●●●
担当者	氏 名	東広島 花子
	電話番号	(●●●) ●●●-●●●●

押印不要

押印不要

開催日	令和7年●月●日
開催場所	施設名：●●センター
	住 所：西条町●-●
弁当発注先	業者名：●●屋
	住 所：西条栄町●●-●● ※手作りされる場合は調理グループと調理施設名を記載してください。
予定個数	100 個 ※お手伝いの方への弁当の数も入れて下さい

（代表者様へお願い）

※毎年、食中毒防止を目的として、県保健所に敬老会において発注する弁当業者と個数を報告しておりますので、発注先及び発注予定個数が決まり次第（事業実施日の10日前までに）、お手数をおかけしますが、この用紙の提出をお願いします。

※この書類はFAXでもお受けします。

弁当の持ち帰り時の注意点（保健所より）

- ◆ 未開封で渡すこと
 - ◆ 調理から食べるまでの温度管理の徹底
 - ◆ 帰宅後すぐ食べるように周知
 - ◆ すぐ食べない場合は冷蔵庫で保管するように周知
- （問い合わせ先：広島県西部東保健所 生活衛生課（082-422-6911））

6 祝電（レタックス）

対面イベントの開催前日までに、市から祝電（レタックス）を代表の方へ郵送します。

対面イベントの開催日は申請書等で確認しますので、開催日の連絡は不要です。

申請時の開催予定日よりも開催日が早まる場合にはご連絡ください。

記念品等の配布のみの場合は送付しませんので、ご了承ください。

7 案内状等の要望

案内状の作成支援等は地域包括ケア推進課へ依頼が必要です。

支援を希望される団体は3月の説明会にて配布した「令和7年度地域敬老事業実施に係る要望書」をご提出ください。

◆ 案内状の作成・印刷【案内状の作成支援】

24ページに「資料6 （ひながた）「〇〇〇地区敬老会の開催について（ご案内）」を添付していますので、作成の際に活用してください。

赤字で加筆・修正のうえ、ご提出いただければ地域包括ケア推進課で作成します。

印刷が必要な場合は、必要部数をお伝えください。

◆ 案内状送付用宛名シールの作成

住所順で住所と名前を印刷した宛名シールを作成しますので、必要部数をお伝えください。

電子名簿を受け取った団体様には宛名シール用のPDFも送付しておりますので、ご自身で印刷いただくことも可能です。

印刷用シールは用意しておりますので、ご連絡ください。

◆ 案内状送付用封筒

地域包括ケア推進課又は各支所担当課でお渡ししますので、必要枚数をお伝えください。

8 団体傷害保険

敬老事業が行われる期間、対面イベントの参加者及び準備・運営に携わる方（役員、ボランティア、出演者など運営に関わる方）を対象に市が団体傷害保険に加入します。

万が一、事故等が起こった際には、至急、市に連絡してください。

その際は保険金請求の手続上、対面イベント当日の出席者名簿等を確認させていただくことがあります。

（１）保険の対象範囲

対面イベントの参加者や、対面イベント当日及び準備日において準備・運営に携わる人を被保険者として、行事参加中に被ったケガ等に対する保険です。

また、行事参加のための往復の途上中（自宅から実施場所まで）に生じた事故等についても、保険の対象範囲となります。

（２）保険対象期間

令和7年6月1日～令和8年2月1日までの246日間

（３）保険内容

主な内容および保険金の限度額については次のとおりです。

- ① 災害死亡補償（傷害） 500万円
- ② 後遺障害補償（傷害）最高 500万円
- ③ 療養補償（傷害）入院日額 4,000円
- ④ " （手術）（傷害）手術の種類により入院日額の10・20・40倍
- ⑤ " （傷害）通院日額 2,500円

※食中毒・熱中症の補償を含む

9 電子申請の手順

「助成金の交付申請・交付請求」「弁当発注報告」「実績報告」において、電子申請をご利用いただけます。

いずれの手続きにおいても、市からのメールを受け取れるメールアドレスが必要です。

①市のホームページで「敬老事業」と検索してください。



②「敬老事業」のページを開いてください。





東広島市

[トップページはこちら](#)

- くらしの情報
- 事業者の方へ
- 市政情報
- 観光情報
- ① 緊急情報
- 施設から探す
- イベントを探す
- 施設を探す
- 組織から探す

対象者

敬老金の贈呈

9月1日現在において、市内に住所を有し、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間に、年齢が95歳もしくは100歳にふさわしい。（対象者の月には、9月上旬頃に個別にお知らせします）

地域敬老事業

77歳以上の高齢者を対象に地域敬老事業（地域敬老会など）を実施する任意自治体議会、地域実行委員会などに対し、交付金又は助成金を交付します。

【令和5年度地域敬老事業を実施される団体の方へ】

地域敬老事業に関する手続きについては、次のリンクを参照してください。

[令和5年度地域敬老事業の手引き（実施団体版）（PDFファイル）（74KB）](#)
[令和5年度敬老事業の手引き（自治体版）（PDFファイル）（44KB）](#)
[令和5年度敬老事業要綱式集（Wordファイル）（100.5KB）](#)

電子申請をされる方は、次のリンクを参照してください。

[・お申込の申請（実施団体の方のみ）](#)

https://portal-fuso.jp/jfu-hqweb/hirushima-fushibara-wa/000/0001/01_detail7.html?no=108931

**東広島市 電子申請システム**

[ログイン](#)
[利用者登録](#)

[申請書ダウンロード](#)

[手続き申込](#) > [申込内容照会](#) > [審査署名検証](#)

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請
受付時期	2024年3月14日0時00分 ~ 2024年6月1日0時00分

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

[利用者登録される方はこちら](#)

手続き説明

⑥市からのメールを受け取れるメールアドレスを入力してください。

利用者ID入力

(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

申込

選択中の手続き名：（テスト）東広島市敬老事業実施助成金交付申請

問合せ先

+開く

申請日を入力してください。 **必須**

西暦を含めた数字8桁 例）20240401 で入力するか
カレンダーから選択してください。



カレンダー

団体または施設の名称を入力してください。 **必須**

例）〇〇自治会、グループホーム〇〇

口座名義人（フリガナ）を入力してください。 **必須**

確認へ進む



入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

⑨ 申込内容を確認し、「申込む」を押してください。

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容であれば「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

（テスト）東広島市敬老事業実施助成金交付申請

申請日

2024年07月01日

口座名義人（フリガナ）	ヒロシマ
-------------	------

[< 入力へ戻る](#) [申込み >](#)

※PDFファイルは一度パソコンに保存し、再度アップロードする必要があります。

[PDFプレビュー](#)

⑩申込みが完了すると、申込み完了画面になります。

⑥で入力したメールアドレス宛てに「**申込み完了通知メール**」が届きますのでご確認ください。

※「**PDFファイルを出力する**」を押すと、申請内容を反映したPDFをダウンロードすることもできます。

申込み完了

申込みを受付けました。

内容の審査後、審査完了のお知らせメールが送信されますので、お待ちください。

また、修正がある場合も、メールにてお知らせいたします。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	417381509017
パスワード	q887v6e95v

整理番号 とパスワードは、今後申込み状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

[< 一覧へ戻る](#)

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから再度アップロードしてください。

[PDFファイルを出力する](#)

【申込み完了通知メール】

 denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
宛先: 柿村 泰

このメールは広島県・市町井間利用型電子申請システムが発行しております。

手続き名:
(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請

この申込みを受付けました。



※「申込内容照会」の際には、メールに記載の「**整理番号**」と「**パスワード**」が必要です。

10 関係資料

【資料1】高齢者基礎資料

(1) 各町別人口データ（※人口データは令和7年4月末時点の住民基本台帳による）

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
人口（人）	85,830	29,824	5,923	29,494	21,446	2,075	2,773	5,180	8,247
65歳以上人口（人）	12,991	7,203	2,701	8,955	7,401	964	1,433	2,227	3,773
高齢化率	15.1%	24.2%	45.6%	30.4%	34.5%	46.5%	51.7%	43.0%	45.7%
最高齢者（男性）	102歳	100歳	102歳	101歳	101歳	99歳	99歳	101歳	100歳
最高齢者（女性）	106歳	105歳	106歳	105歳	103歳	103歳	101歳	109歳	105歳

※年齢は満年齢

※東広島市全体の高齢化率は25.0%（高齢者人口 47,648人／総人口 190,792人）

(2) 日本人の平均寿命（厚生労働大臣官房統計情報部「完全生命表」「簡易生命表」より抜粋）

年次 区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
男	80.21	80.50	80.75	80.98	81.09	81.25	81.41	81.64	81.47	81.05	81.09.
女	86.61	86.83	86.99	87.14	87.26	87.32	87.45	87.74	87.57	87.09	87.14.

【資料2】天候不順の場合における対面イベントの中止・延期の目安

令和7年度広報東広島（6月号）から抜粋した資料です。

対面イベントの中止・延期を検討される際の参考としてください。

雨が 많이 季節です！

水害や土砂災害から命を守るために

警戒レベル4までに危険な場所から避難！！

警戒レベルととるべき避難行動

早めの避難が鉄則。
身の危険を感じたら速やかに
命を守るための避難行動を！

警戒レベル

レベル1 → レベル2 → レベル3 → レベル4 → レベル5

避難・気象情報

低 警報級の可能性 大雨注意報 洪水注意報 高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保 高 危険度

とるべき行動

心構えをする
テレビ・スマホで情報収集

ハザードマップ等により
避難行動の確認

高齢者等避難
避難に時間がかかる方は、危険な場所から避難しましょう。

避難指示
危険な場所から全員の避難しましょう。

既に災害が発生している状況
ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁「ききく」を
見てみる

「ききく」では、大雨による災害発生危険度の高まりを地図上で確認できます。
雨雲の動きのほか、浸水、土砂災害、洪水の危険度が、左の警戒レベルに相当する色で表示されるので、避難行動の参考としてください。

土砂災害 浸水害 洪水害 ハザードマップ

【資料3】減免対応可能な会場

(1) 小学校、中学校の体育館等

使用したい施設、日時、目的を学校に相談してください。

学校側と調整ができましたら学校施設使用申請書を教育総務課へ提出してください。

(2) 東広島運動公園内の施設（電話：082-425-2525）

対面イベント開催日の**3か月前から**申請が可能です。

使用したい施設、開催日時（第3希望まで）、対面イベントの内容、参加見込み人数を地域包括ケア推進課へ連絡してください。

椅子、テーブル、マイクの貸し出しがあります。

フローリングには全面シートを敷いていただきます。シートの上であれば飲食可能ですが、使用後は原状回復をしていただくようになります。

※他の行事・会場の都合等で、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

(3) 東広島市市民文化センター（電話：082-424-3811）

アザレアホールでの飲食はできません。

対面イベント開催の日時を地域包括ケア推進課へ連絡してください。

※他の行事・会場の都合などで、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

(4) 東広島芸術文化ホール くらら（電話：082-426-5900）

大ホール以外の会場使用料は減免の対象になります。

直接、東広島芸術文化ホール くららへ連絡し、使用申請をしてください。

備品の貸し出しには利用料金がかかります。

小ホールでは、客席のある状態での飲食ができません。

【資料４】老人ホーム等助成金交付対象施設

対象施設の入所者は各地域の地域敬老対象者名簿には記載されていません。

	実施施設名	所在地
1	ケアハウス あすなろ	西条町
2	特別養護老人ホーム 桜が丘保養園 ケアハウス 桜が丘保養園	西条町
3	特別養護老人ホーム 長寿苑 グループホーム 長寿苑	西条町
4	介護付有料老人ホーム ふれあいの里	西条町
5	サービス付き高齢者向け住宅 えにしの里	西条町
6	介護付有料老人ホーム コミュニオン柏葉	西条町
7	有料老人ホーム ライフイン西条	西条町
8	グループホーム ふれあい西条Ⅱ	西条町
9	グループホーム みそのっこ	西条町
10	特別養護老人ホーム 新生園	八本松町
11	介護付有料老人ホーム 故郷－八本松	八本松町
12	地域密着型特別養護老人ホーム ときわ	八本松町
13	グループホーム ふれあい八本松	八本松町
14	有料老人ホーム 明日への風	八本松町
15	障害者支援施設 ときわ台ホーム	八本松町
16	介護付有料老人ホーム ドエル東志和	志和町
17	グループホーム もやい志和	志和町
18	特別養護老人ホーム おうぎの里	志和町
19	西志和農園	志和町
20	特別養護老人ホーム 造賀福祉園 養護老人ホーム 造賀福祉園 シニアマンション造賀	高屋町
21	特別養護老人ホーム 御園寮	高屋町
22	有料老人ホーム 高屋の大地 成寿会	高屋町
23	サービス付き高齢者向け住宅 たかやの郷	高屋町
24	グループホーム WOW！	高屋町
25	特別養護老人ホーム さくら園	黒瀬町
26	グループホーム ふぁみりい黒瀬	黒瀬町
27	やすらぎの里	黒瀬町
28	特別養護老人ホーム 神郷の家	福富町
29	グループホーム サンハートホーム	福富町
30	有料老人ホーム ふくとみ	福富町
31	特別養護老人ホーム 豊邑苑 ケアハウス 豊邑	豊栄町
32	グループホーム ふぁみりい豊栄	豊栄町
33	特別養護老人ホーム 大仙園 特別養護老人ホームユニット型 大仙園 ケアハウス 大仙	河内町
34	グループホーム ジューンベリーの家	河内町
35	特別養護老人ホーム あきまる園 ケアハウス あきまる園	安芸津町
36	ケアハウス 赤崎さざなみ荘	安芸津町
37	グループホーム 金泉	安芸津町

【資料5】交付金と助成金（補助金）の違い

地域敬老事業を実施する場合には、交付金又は補助金（助成金）を交付しています。

	交付金	助成金（補助金）
対象団体	住民自治協議会	地域実行委員会等
助成金額	次の①～③から選択 ①2,600円×77歳以上となる高齢者数 ②2,600円×節目の年齢となる高齢者数 ③ 基礎額（200,000円） + 1,500円×77歳以上の対象者数 ※①～③のいずれも1,000円未満切捨て	次の①～③から選択 ①2,600円×77歳以上となる高齢者数 ②2,600円×節目の年齢となる対象者数 ③ 基礎額（100,000円） + 1,500円×77歳以上の対象者数 ※選択した金額と事業にかかった費用を比べていずれか低い額
事前着手	できる 年度当初からの着手可能 （交付金の対象）	できない 交付決定前は着手不可 （助成金の対象外）
余剰金	翌年度へ繰越（限度あり）	全額返金
実績報告	住民自治協議会の総会后提出 （領収書等の提出不要）	事業終了後1か月以内 （領収書等の提出必要）
担当課	地域づくり推進課	地域包括ケア推進課

【資料 6】（ひながた）「〇〇〇地区敬老会の開催について（ご案内）」

（例 文）

令和 7 年 月 日

敬老会対象者 各位

〇〇〇地区社会福祉協議会
会長 〇 〇 〇 〇

〇〇〇地区敬老会の開催について（ご案内）

〇〇の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび〇〇〇地区では、地域の高齢者に敬意を表し、長寿をお祝いするため、次のとおり敬老会を開催いたします。

万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

期 日	会 場	受 付	開 会
〇月〇日（〇）	〇〇〇会館	〇〇時〇〇分～	〇〇時〇〇分

（記念品がある場合）

◎お祝いの品を用意しておりますので、欠席される場合は、代理の方がお持ち帰りください。

1 1 提出物チェックリスト

P	提出書類	確認項目	確認後 ☑
別紙	東広島市地域づくり推進交付金交付申請書	別紙記入例を参照したか	
		事業実施方法①または③の場合 高齢者数は地域敬老事業対象者名簿 1 枚目下の数字と一致しているか	
		事業実施方法②の場合 節目の年齢となる高齢者数は、地域敬老対象者名簿と一致しているか	
		事業実施方法①の場合 交付申請額は、2,600 円×77 歳以上となる高齢者数となっているか	
		事業実施方法②の場合 交付申請額は、2,600 円×節目の年齢となる高齢者数となっているか	
		事業実施方法③の場合 交付申請額は、200,000 円+1,500 円×77 歳以上となる高齢者数となっているか	
別紙	東広島市地域選択事業計画書	別紙記入例を参照したか	
		事業計画の記載内容に誤りはないか	
		役員の記載内容に誤りはないか	
		収支予算の記載内容に誤りはないか	
		収入と支出の合計額は同額となっているか	
		収支予算の欄の交付金の額は、交付申請額と一致しているか	
10	弁当発注報告書 ※食事の提供がある場合	記入例を参照したか（記入例 9 ページ）	
		提出日は、食事提供日の 10 日前の日以前であるか	
別紙	東広島市地域づくり推進交付金交付請求書	別紙記入例を参照したか	
		「令和 7 年 月 日付け指令東広地推第 号」は空欄か	
		請求日の日付は空欄か	
		口座の記載漏れはないか	
		請求額は、交付金交付申請書の交付申請額と一致しているか	
別紙	東広島市地域づくり推進交付実績報告書（地域選択項目）	別紙記入例を参照したか	
		対象者数は、交付金交付申請書に記載した数字と一致しているか	
別紙	地域選択事業報告書	別紙記入例を参照したか	
		事業実施の概要の記載内容に誤りはないか	
		収支決算書における収入と支出の合計額は同額となっているか	
		写真、パンフレットなど、活動の開催が確認できるものがあるか	
	地域敬老対象者名簿	写しも含め、全て返却しているか	

提出先

健康福祉部地域包括ケア推進課 高齢福祉係

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 - 2 9

電話：082-420-0984 FAX：082-426-3117

Mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

地域振興部地域づくり推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 - 2 9

電話：082-420-0924

各支所担当課

黒瀬支所福祉保健課（〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山 1333 0823-82-0220）

福富支所地域振興課（〒739-2303 東広島市福富町久芳 1545-1 082-435-2211）

豊栄支所地域振興課（〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2 082-432-2563）

河内支所地域振興課（〒739-2201 東広島市河内町中河内 1166 082-437-1109）

安芸津支所福祉保健課（〒739-2492 東広島市安芸津町三津 5556-1 0846-45-2065）